

## 市川市国民保護計画の見直しについて（概要）

### 1. 市川市国民保護計画について

市川市国民保護計画（以下「計画」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画を踏まえ、市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）が作成した計画です。（平成19年2月策定）

また、この計画では、武力攻撃事態等において市が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画等を定めています。

### 2. 計画変更の背景

わが国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による核兵器・弾道ミサイル開発のさらなる進展、中国の不透明な軍事力増強と積極的な海洋進出による急速な軍事バランスの変化、国際テロ脅威の拡散など、一層厳しさを増しています。

このような状況のもと、平成29年12月19日に「基本指針の一部変更」が閣議決定され、国の基本方針、県の計画の見直しが行われました。

これを受け市としても、国・県と整合を図り、計画の変更をするものです。

### 3. 主な変更内容

#### （1）国の基本指針の変更に伴うもの

- ①新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態に備えるため、武力攻撃災害への対応訓練や地下への避難訓練等を様々な想定で行うとともに、実際の資機材を使用するなど訓練をより実践的なものとするよう努めます。
- ②緊急事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、県が行う避難施設の指定に協力することや、避難施設の収容人数、構造等を把握します。
- ③弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めます。

## (2) 千葉県国民保護計画に準じた変更

避難所として学校、公民館、体育館等の屋内施設を指定することや、爆風等からの直接の被害を軽減するため、堅ろうな建築物を指定することなど、県が避難施設を指定する上での留意事項を明記します。

### 4. 計画変更の今後のスケジュール（案）

- 市川市国民保護協議会：6月3日
- 市議会へ報告：9月中旬（国民保護法第35条による。）
- 計画の公表：9月議会終了後

### 5. 添付資料

- 計画新旧対照表（案）

### 【参照】 国民保護措置の全体の仕組み（計画P7）

#### 国民保護における国・都道府県・市町村の役割（概要）

	国	都道府県	市町村	住民
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報の発令</li> <li>・避難措置の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報の通知</li> <li>・避難の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報の伝達</li> <li>・避難指示の伝達</li> <li>・避難誘導</li> </ul>	・協力
救援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援実施 (食料・施設・医療等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援に協力</li> </ul>	
武力攻撃災害への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対処の指示</li> <li>・大規模or特殊武器攻撃への対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の防御</li> <li>・応急措置実施</li> <li>・緊急通報の発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防</li> <li>・応急措置の実施</li> </ul>	

- その他市の役割として、避難行動等に対する市民への周知活動や、組織の整備、訓練の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関することなどがあります。